告示

○総務省告示第四百五十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十五条第一項第一号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百四十五号（地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月二十五日

総務大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

「独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人国立国語研究所
独立行政法人国立科学博物館」を「独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人国立科学博物館」に改める。

○総務省告示第四百五十一号

特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第一条第一項の規定に基づき、昭和三十七年自治省告示第百十六号（特別とん譲与税法第一条第一項の市町村を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月に譲与すべき特別とん譲与税から適用する。

平成二十一年九月二十五日

総務大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

「同　気仙沼市」を削り、「同　柏崎市」を「同　柏崎市
同　糸魚川市」に、「大分県　大分市」を「大分県　大分市
同　中津市」に改める。

○総務省告示第四百五十二号

特別とん譲与税法施行規則（昭和三十二年総理府令第二十一号）第二条の規定により、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関（当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。）の管轄区域に属する場合における平成二十一年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる当該開港所在市町村ごとの率を次のとおり定める。

平成二十一年九月二十五日

総務大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

道府県名	開港名	税関名	開港所在市町村名	率
北海道	函館港	函館税関	函館市	○・九五五一
			北斗市	○・○四四九
	苫小牧港	函館税関苫小牧税関支署	苫小牧市	○・八九二二
			勇払郡厚真町	○・一○七八
	石狩湾港	函館税関小樽税関支署石狩出張所	小樽市	○・五四三三
			石狩市	○・四五六七
宮城県	仙台塩釜港	横浜税関仙台塩釜税関支署	仙台市	○・八九三八
			塩竈市	○・○五二四
			多賀城市	○・○二八八
			宮城郡七ヶ浜町	○・○二五○
福島県	相馬港	横浜税関小名浜税関支署相馬出張所	相馬市	○・○七五六
			相馬郡新地町	○・九二四四
茨城県	常陸那珂港	横浜税関鹿島税関支署日立出張所	ひたちなか市	○・五○九五
			那珂郡東海村	○・四九○五
	鹿島港	横浜税関鹿島税関支署	鹿嶋市	○・一○○○
			神栖市	○・九○○○
千葉県	木更津港	横浜税関千葉税関支署木更津出張所	木更津市	○・一一九七
			君津市	○・六六二四
			富津市	○・二一七九
	千葉港	横浜税関千葉税関支署	千葉市	○・三二四○
			市川市	○・○○五五
			船橋市	○・○四四一
			習志野市	○・○四九○
			市原市	○・三四七○
			袖ヶ浦市	○・二三○四
新潟県	新潟港	東京税関新潟税関支署	新潟市	○・五二七○
			北蒲原郡聖籠町	○・四七三○
富山県	伏木富山港	大阪税関伏木税関支署	高岡市	○・二七○四
			射水市	○・七二九六
愛知県	三河港	名古屋税関豊橋税関支署	豊橋市	○・八一一九
			田原市	○・一八八一
	衣浦港	名古屋税関豊橋税関支署衣浦出張所	半田市	○・二九一八
			碧南市	○・四五六九
			高浜市	○・○六六二
			知多郡武豊町	○・一八五一
	名古屋港	名古屋税関	名古屋市	○・四九一四
			東海市	○・一○三六
			知多市	○・○六九三
			弥富市	○・一一五九
			海部郡飛島村	○・二一九八
三重県	四日市港	名古屋税関四日市税関支署	四日市市	○・九五九四
			三重郡川越町	○・○四○六
大阪府	阪南港	大阪税関堺税関支署岸和田出張所	岸和田市	○・三九八一
			貝塚市	○・一三四八
			泉佐野市	○・四六七一
			泉北郡忠岡町	○・○○○○